

平成24年度

ひたちなか市健全化判断比率  
及び資金不足比率審査意見書

ひたちなか市監査委員

ひ 監 発 第 1 6 号

平成 2 5 年 8 月 6 日

ひたちなか市長 本間 源基 殿

ひたちなか市監査委員 山田 篤

ひたちなか市監査委員 清水 立雄

平成 2 4 年度ひたちなか市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 2 4 年度決算における健全化判断比率及び公共下水道事業等 1 3 特別会計の資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

## 平成24年度ひたちなか市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### I 審査の対象

平成24年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

#### 2 資金不足比率

### II 審査の期間

平成25年7月31日（水）から平成25年8月5日（月）まで

### III 審査の方法

健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、係る内容についての資料と説明を求めて審査を行った。

### IV 審査の結果

#### 1 健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成の状況

審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

## 2 健全化判断比率等の状況

審査の対象とした健全化判断比率等の状況は、各比率別に以下のとおりである。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。

本市の一般会計等に当たる会計は、一般会計、奨学資金特別会計、墓地公園事業特別会計及び公共用地先行取得事業特別会計であり、いずれの会計においても実質収支額は黒字である。

標準財政規模とは、地方公共団体の経常的一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源）の標準的な大きさを示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額を加えた額である。

一般会計等の実質収支額の合計は2,670,229千円の黒字で、前年度と比較すると993,529千円（59.3%）増加している。実質赤字額はないため、実質赤字比率は発生していない。

#### 一般会計等に係る実質収支額及び実質赤字額

(単位:千円, %)

会計名	実質収支額		増 減	前年度比較
	平成24年度	平成23年度		
一般会計	2,632,330	1,653,542	978,788	159.2
奨学資金特別会計	13,806	13,088	718	105.5
墓地公園事業特別会計	24,090	10,068	14,022	239.3
公共用地先行取得事業特別会計	3	2	1	150.0
計	2,670,229	1,676,700	993,529	159.3
実質赤字額	-	-	-	-

備考 表中の「-」は、該当数値がないことを示す。

#### 実質赤字比率の算定結果

(単位:千円, %)

実質赤字額	標準財政規模	実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
-	28,000,993	-	11.90	20.00

備考 表中の「-」は、該当数値がないことを示す。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、すべての会計の実質赤字額又は資金の不足額（以下「連結実質赤字額」という。）を標準財政規模で除した比率である。

各会計の収支状況を見ると、いずれの会計においても実質収支額等は黒字又は均衡しており、全会計を合計した連結実質収支額は5,345,487千円の黒字で、前年度と比較すると1,509,092千円（39.3%）増加している。連結実質赤字額はないため、連結実質赤字比率は発生していない。

### 連結実質収支額及び連結実質赤字額

(単位:千円, %)

会計名		実質収支額又は 資金剰余・不足額		増 減	前年度比較		
		平成24年度	平成23年度				
一般会計等		2,670,229	1,676,700	993,529	159.3		
一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の 会計	国民健康保険事業特別会計	741,532	290,223	451,309	255.5		
	介護保険事業特別会計	69,287	324,205	△ 254,918	21.4		
	後期高齢者医療事業特別会計	26,767	768	25,999	著増		
公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計		172,492	112.8		
	法非適用 企業	公共下水道事業特別会計		132,637	255.2		
		農業集落排水事業特別会計		1,718	136.8		
		地方卸売市場事業特別会計		△ 77	98.8		
		勝田駅東口地区市街地再開発 事業特別会計		△ 4,884	皆減		
		東部第1土地区画整理事業 特別会計		△ 27,624	29.6		
		東部第2土地区画整理事業 特別会計		0	-		
		佐和駅中央土地区画整理事業 特別会計		16,350	128.6		
		佐和駅東土地区画整理事業 特別会計		0	-		
		武田土地区画整理事業 特別会計		0	-		
		第一田中後土地区画整理事業 特別会計		0	-		
		阿字ヶ浦土地区画整理事業 特別会計		0	-		
		船窪土地区画整理事業 特別会計		2,561	皆増		
		合 計		5,345,487	3,836,395	1,509,092	139.3
		連結実質赤字額		-	-	-	-

備考 表中の「-」は、該当数値がないことを示す。

### 連結実質赤字比率の算定結果

(単位:千円, %)

連結実質赤字額	標準財政規模	連結実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
-	28,000,993	-	16.90	30.00

備考 表中の「-」は、該当数値がないことを示す。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額を標準財政規模で除した比率（ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額に算入される額は、それぞれから控除する。）の直近3か年の平均値である。

実質公債費比率は11.0%で、前年度と比較すると0.3ポイント減少している。なお、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は25.0%、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は35.0%である。

### 実質公債費比率の算定結果

(単位:千円, %)

		平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
元利償還金 A		4,960,899	4,756,852	4,928,551	5,026,380
準元利償還金 B		2,360,784	2,820,887	2,431,423	2,320,709
A, Bに充当することのできる特定の歳入 C		1,342,426	1,459,919	1,392,946	1,345,308
A, Bに係る基準財政需要額算入見込額 D		3,429,807	3,285,308	3,245,768	3,145,299
標準財政規模 E		28,000,993	27,887,234	27,530,015	28,184,115
単年度実質公債費比率 (A+B-C-D) / (E-D)		10.37577	11.51338	11.20587	11.40822
実質公債費比率 (3か年平均)	平成24年度	11.0			
	平成23年度		11.3		
早期健全化基準		25.0			
財政再生基準		35.0			

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債と考えられる将来負担額から充当可能財源等を控除した額を標準財政規模（ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額に算入される公債費等の額を控除する。）で除した比率である。

将来負担額の主なものは、一般会計等に係る地方債現在高や公営企業債等繰入見込額などである。また、充当可能財源等の主なものは、将来負担額に充当できる基金残高や基準財政需要額算入見込額などである。

将来負担比率は46.4%で、前年度と比較すると22.6ポイント減少している。なお、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は350.0%である。

#### 将来負担比率の算定結果

(単位:千円, %)

	平成24年度	平成23年度	増 減	前年度比較
将来負担額 A	89,849,142	92,344,129	△ 2,494,987	97.3
充当可能財源等 B	78,434,239	75,347,612	3,086,627	104.1
標準財政規模 C	28,000,993	27,887,234	113,759	100.4
基準財政需要額 算入公債費等の額 D	3,429,807	3,285,308	144,499	104.4
将来負担比率 (A-B) / (C-D)	46.4	69.0	△ 22.6	
早期健全化基準	350.0			

### (5) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとに資金の不足額を事業の規模で除した比率である。  
各会計とも資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

#### 資金不足比率の算定結果

(単位:千円, %)

特別会計名		資金不足額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B	平成23年度 資金不足比率	経営健全化 基準	
公営企業会計	法非適用企業 宅地造成事業	公共下水道事業特別会計	-	1,607,755	-	-	20.0
		勝田駅東口地区市街地再開発事業特別会計	-	0	-	-	
		東部第1土地区画整理事業特別会計	-	21,434	-	-	
		東部第2土地区画整理事業特別会計	-	1,900,394	-	-	
		佐和駅中央土地区画整理事業特別会計	-	75,131	-	-	
		佐和駅東土地区画整理事業特別会計	-	805,980	-	-	
		武田土地区画整理事業特別会計	-	323,904	-	-	
		第一田中後土地区画整理事業特別会計	-	197,846	-	-	
		阿字ヶ浦土地区画整理事業特別会計	-	2,295,457	-	-	
		船窪土地区画整理事業特別会計	-	0	-	-	
		農業集落排水事業特別会計	-	10,016	-	-	
		地方卸売市場事業特別会計	-	6,778	-	-	
		法適用企業	水道事業会計	-	2,852,024	-	

備考 表中の「-」は該当数値がないことを示す。

### 3 是正改善を要する事項

指摘する事項は特にない。